

(環境省令への委任)  
第二十条 第十条から前条までに定めるもののほか、動物取扱業者の登録に関し必要な事項については、環境省令で定める。

第八條の見出しを、「動物取扱業者の登録」に改め、同条第一項中「飼養又は保管のための施設以下「飼養施設」という。」を「設置して動物取扱業者を「取扱業者」と改め、販売」の下に、「その取次ぎ又は代理を含む。次項において同じ。）」を、「展示」の下に、「動物との触れ合いの機会の提供を含む。」の次に、「動物取扱業者」という。」を加え、以下同じ。を、「以下「動物取扱業者」という。」に、「飼養施設を設置する事業所ごとに、環境省令で定めるところにより、次の事項を」と改め、当該事業所とする事業所の所在地を管轄する」と改め、並びに第十五条第一項及び第二項を、「第二十五條第一項及び第二項並びに第四節」に、「届け出なければ」と改め、登録を受けなければ」と改め、同項各号を削り、同条第二項を次のように改める。  
2 前項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に環境省令で定める書類を添えて、これを都道府県知事に提出しなければならない。  
一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名  
二 事業所の名称及び所在地  
三 事業所ごとに置かれる動物取扱責任者(第二十二條第一項に規定する者をいう。)(の氏名  
四 その営もうとする動物取扱業者の種類、販売、保管、貸出し、訓練、展示又は前項の政令で定める取扱いの別をいう。以下この号において同じ。)並びにその種別に応じた業務の内容及び実施の方法  
五 主として取り扱う動物の種類及び数  
六 動物の飼養又は保管のための施設(以下この節において「飼養施設」という。)を設置しているときは、次に掲げる事項  
イ 飼養施設の所在地  
ロ 飼養施設の構造及び規模  
ハ 飼養施設の管理の方法  
七 その他環境省令で定める事項  
第二章第二節第八條を第十条とし、同条の次に次の三條を加える。

(登録の実施)  
第十一條 都道府県知事は、前条第二項の規定による登録の申請があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合は、前条第一項の登録事項並びに登録年月日及び登録番号を動物取扱業者登録簿に登録しなければならない。  
2 都道府県知事は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。  
(登録の拒否)  
第十二條 都道府県知事は、第十条第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、同条第二項の規定による登録の申請に係る同条第四項に掲げる事項が動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するために必要なものとして環境省令で定める基準に適合しないと認めるとき、同項の規定による登録の申請に係る同条第六号ロ及びハに掲げる事項が環境省令で定める飼養施設及び構造、規模及び管理に関する基準に適合していないと認めるとき、又は申請書若しくは添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。  
一 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で債権を得ないもの  
二 この法律又はこの法律に基づく処分違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者  
三 第十九條第一項の規定により登録を取り消され、その処分があつた日から二年を経過しない者  
四 第十条第一項の登録を受けた者(以下「動物取扱業者」という。)(で法人であるものが第十九條第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分があつた日前三十日以内にその動物取扱業者の役員であつた者でその処分があつた日から二年を経過しないもの  
五 第十九條第一項の規定により業務の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者  
六 法人であつて、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの  
都道府県知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

(登録の更新)  
第十三條 第十条第一項の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。  
2 第十条第二項及び前二條の規定は、前項の更新について準用する。  
3 第一項の更新の申請があつた場合において、同項の期間(以下この条において「登録の有効期間」という。)(の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。  
4 前項の場合において、登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。  
第二章第一節中第七條を第九條とし、第六條を第八條とする。  
第五條第一項中「動物を」の下に、「その種類、習性等に応じて」を加え、同条第二項中「持つ」を「持ち、その予防のために必要な注意を払う」に改め、同条第三項中「措置」の下に、「として環境大臣が定めるもの」を加え、第二章第一節中同条を第七條とする。  
第二章 動物の適正な飼養及び保管を「第二章 動物の適正な取扱い」に改める。  
第一章の次に次の一章を加える。  
第二章 基本指針等  
第五條 環境大臣は、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)(を定めなければならない。  
(基本指針)  
2 基本指針には、次の事項を定めるものとする。  
一 動物の愛護及び管理に関する施策の推進に関する基本的な方向  
二 次条第一項に規定する動物愛護管理推進計画の策定に関する基本的な事項  
三 その他動物の愛護及び管理に関する施策の推進に関する重要事項  
3 環境大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。  
4 環境大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。  
第六條 都道府県は、基本指針に即して、当該都道府県の区域における動物の愛護及び管理に関する施策を推進するための計画(以下「動物愛護管理推進計画」という。)(を定めなければならない。  
2 動物愛護管理推進計画には、次の事項を定めるものとする。  
一 動物の愛護及び管理に実施すべき施策に関する基本的な方針  
二 動物の適正な飼養及び保管を図るための施策に関する事項  
三 動物の愛護及び管理に関する普及啓発に関する事項  
四 動物の愛護及び管理に関する施策を実施するために必要な体制の整備(国、関係地方公共団体、民間団体等との連携の確保を含む。)(に関する事項  
五 その他動物の愛護及び管理に関する施策を推進するために必要な事項  
3 都道府県は、動物愛護管理推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴かなければならない。  
4 都道府県は、動物愛護管理推進計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。  
本則に次の一条を加える。  
第五十條 第十八條の規定による標識を掲げない者は、十万円以下の過料に処する。  
附則  
(施行期日)  
第一條 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条及び附則第三條の規定は、公布の日から施行する。  
(施行前の準備)  
第二條 環境大臣は、この法律の施行前においても、この法律による改正後の動物の愛護及び管理に関する法律(以下「新法」という。)(第五條第一項から第三項まで及び第四十三條の規定の例により、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針を定めることができる。  
2 環境大臣は、前項の基本的な指針を定めるときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(動物愛護管理推進計画)  
第六條 都道府県は、基本指針に即して、当該都道府県の区域における動物の愛護及び管理に関する施策を推進するための計画(以下「動物愛護管理推進計画」という。)(を定めなければならない。  
2 動物愛護管理推進計画には、次の事項を定めるものとする。  
一 動物の愛護及び管理に実施すべき施策に関する基本的な方針  
二 動物の適正な飼養及び保管を図るための施策に関する事項  
三 動物の愛護及び管理に関する普及啓発に関する事項  
四 動物の愛護及び管理に関する施策を実施するために必要な体制の整備(国、関係地方公共団体、民間団体等との連携の確保を含む。)(に関する事項  
五 その他動物の愛護及び管理に関する施策を推進するために必要な事項  
3 都道府県は、動物愛護管理推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴かなければならない。  
4 都道府県は、動物愛護管理推進計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。  
本則に次の一条を加える。  
第五十條 第十八條の規定による標識を掲げない者は、十万円以下の過料に処する。  
附則  
(施行期日)  
第一條 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条及び附則第三條の規定は、公布の日から施行する。  
(施行前の準備)  
第二條 環境大臣は、この法律の施行前においても、この法律による改正後の動物の愛護及び管理に関する法律(以下「新法」という。)(第五條第一項から第三項まで及び第四十三條の規定の例により、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針を定めることができる。  
2 環境大臣は、前項の基本的な指針を定めるときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(動物愛護管理推進計画)  
第六條 都道府県は、基本指針に即して、当該都道府県の区域における動物の愛護及び管理に関する施策を推進するための計画(以下「動物愛護管理推進計画」という。)(を定めなければならない。  
2 動物愛護管理推進計画には、次の事項を定めるものとする。  
一 動物の愛護及び管理に実施すべき施策に関する基本的な方針  
二 動物の適正な飼養及び保管を図るための施策に関する事項  
三 動物の愛護及び管理に関する普及啓発に関する事項  
四 動物の愛護及び管理に関する施策を実施するために必要な体制の整備(国、関係地方公共団体、民間団体等との連携の確保を含む。)(に関する事項  
五 その他動物の愛護及び管理に関する施策を推進するために必要な事項  
3 都道府県は、動物愛護管理推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴かなければならない。  
4 都道府県は、動物愛護管理推進計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。  
本則に次の一条を加える。  
第五十條 第十八條の規定による標識を掲げない者は、十万円以下の過料に処する。  
附則  
(施行期日)  
第一條 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条及び附則第三條の規定は、公布の日から施行する。  
(施行前の準備)  
第二條 環境大臣は、この法律の施行前においても、この法律による改正後の動物の愛護及び管理に関する法律(以下「新法」という。)(第五條第一項から第三項まで及び第四十三條の規定の例により、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針を定めることができる。  
2 環境大臣は、前項の基本的な指針を定めるときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(動物愛護管理推進計画)  
第六條 都道府県は、基本指針に即して、当該都道府県の区域における動物の愛護及び管理に関する施策を推進するための計画(以下「動物愛護管理推進計画」という。)(を定めなければならない。  
2 動物愛護管理推進計画には、次の事項を定めるものとする。  
一 動物の愛護及び管理に実施すべき施策に関する基本的な方針  
二 動物の適正な飼養及び保管を図るための施策に関する事項  
三 動物の愛護及び管理に関する普及啓発に関する事項  
四 動物の愛護及び管理に関する施策を実施するために必要な体制の整備(国、関係地方公共団体、民間団体等との連携の確保を含む。)(に関する事項  
五 その他動物の愛護及び管理に関する施策を推進するために必要な事項  
3 都道府県は、動物愛護管理推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴かなければならない。  
4 都道府県は、動物愛護管理推進計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。  
本則に次の一条を加える。  
第五十條 第十八條の規定による標識を掲げない者は、十万円以下の過料に処する。  
附則  
(施行期日)  
第一條 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条及び附則第三條の規定は、公布の日から施行する。  
(施行前の準備)  
第二條 環境大臣は、この法律の施行前においても、この法律による改正後の動物の愛護及び管理に関する法律(以下「新法」という。)(第五條第一項から第三項まで及び第四十三條の規定の例により、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針を定めることができる。  
2 環境大臣は、前項の基本的な指針を定めるときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(動物愛護管理推進計画)  
第六條 都道府県は、基本指針に即して、当該都道府県の区域における動物の愛護及び管理に関する施策を推進するための計画(以下「動物愛護管理推進計画」という。)(を定めなければならない。  
2 動物愛護管理推進計画には、次の事項を定めるものとする。  
一 動物の愛護及び管理に実施すべき施策に関する基本的な方針  
二 動物の適正な飼養及び保管を図るための施策に関する事項  
三 動物の愛護及び管理に関する普及啓発に関する事項  
四 動物の愛護及び管理に関する施策を実施するために必要な体制の整備(国、関係地方公共団体、民間団体等との連携の確保を含む。)(に関する事項  
五 その他動物の愛護及び管理に関する施策を推進するために必要な事項  
3 都道府県は、動物愛護管理推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴かなければならない。  
4 都道府県は、動物愛護管理推進計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。  
本則に次の一条を加える。  
第五十條 第十八條の規定による標識を掲げない者は、十万円以下の過料に処する。  
附則  
(施行期日)  
第一條 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条及び附則第三條の規定は、公布の日から施行する。  
(施行前の準備)  
第二條 環境大臣は、この法律の施行前においても、この法律による改正後の動物の愛護及び管理に関する法律(以下「新法」という。)(第五條第一項から第三項まで及び第四十三條の規定の例により、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針を定めることができる。  
2 環境大臣は、前項の基本的な指針を定めるときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。